

現 行	改 正 案
<p>7 不動産特定共同事業</p> <p>7-1-4 令第1条第4号に掲げる契約</p> <p>(1) 令第1条第4号に掲げる契約は、契約に係る権利を表示する証券又は証書が発行されるもので、その募集につき証券取引法又は同法に相当する外国の法令の適用があるものについては、これらの法令によって既に投資家の利益の保護が確保されていると認められることから重ねて本法の保護の対象とはしないものであること。</p> <p>(2) また、契約の締結の様態がこれに類するものとして、規則第2条では、契約に係る権利を表示する証券又は証書（その募集につき、<u>証券取引法</u>又はこれに相当する外国の法令の適用のあるものに限る。）が発行による代わりに登録による場合を規定したものであること。</p> <p>この場合も、(1)と同様に既に<u>証券取引法</u>又はこれらに相当する外国の法令により投資家の利益の保護が確保されていると認められるため、不動産特定共同事業契約から除外されるものであること。</p> <p><b>7-3 業務に関する事項</b></p> <p>法第14条第2項、第16条第1項、第18条第3項、第20条、第21条、第22条、第24条第1項、第25条第1項、</p>	<p>7 不動産特定共同事業</p> <p>7-1-4 令第1条第4号に掲げる契約</p> <p>(1) 令第1条第4号に掲げる契約は、契約に係る権利を表示する証券又は証書が発行されるもので、その募集につき<u>金融商品取引法</u>又は同法に相当する外国の法令の適用があるものについては、これらの法令によって既に投資家の利益の保護が確保されていると認められることから重ねて本法の保護の対象とはしないものであること。</p> <p>(2) また、契約の締結の様態がこれに類するものとして、規則第2条では、契約に係る権利を表示する証券又は証書（その募集につき、<u>金融商品取引法</u>又はこれに相当する外国の法令の適用のあるものに限る。）が発行による代わりに登録による場合を規定したものであること。</p> <p>この場合も、(1)と同様に既に<u>金融商品取引法</u>又はこれらに相当する外国の法令により投資家の利益の保護が確保されていると認められるため、不動産特定共同事業契約から除外されるものであること。</p> <p><b>7-3 業務に関する事項</b></p> <p>法第14条第2項、第16条第1項、第18条第3項、第20条、第21条、<u>第21条の2</u>、第22条、第24条第1項、第</p>

現 行	改 正 案
<p>第26条第1項及び第44条の規定に係る監督に当たっては、投資者保護の観点から、次に掲げる事項に留意するものとする。</p> <p>7-3-4 不当な勧誘行為等の禁止  (法第20条、第21条及び第22条)</p> <p>法第20条、第21条及び第22条並びに規則第19条の規定により不当な勧誘行為等に該当するかについて照会等があった場合には、以下のとおり判断するものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p>	<p>25条第1項、第26条第1項及び第44条の規定に係る監督に当たっては、投資者保護の観点から、次に掲げる事項に留意するものとする。</p> <p>7-3-4 不当な勧誘行為等の禁止  (法第20条、第21条、<u>第21条の2</u>及び第22条)</p> <p>法第20条、第21条、<u>第21条の2</u>及び第22条並びに規則第19条の規定により不当な勧誘行為等に該当するかについて照会等があった場合には、以下のとおり判断するものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p>